

○一部事務組合下田メディカルセンター事務決裁規則

平成9年4月25日
共立湊病院組合規則第4号

改正 平成24年4月23日共立湊病院組合規則第2号

(趣旨)

第1条 一部事務組合下田メディカルセンターにおける事務の決裁については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 専決 管理者の権限に属する事務を常時その者に代わり意志決定することをいう。
- (2) 代決 管理者又は専決権者が不在のとき又は事故があるとき若しくは欠けたときに、一時的にそれらの者に代わり意志決定することをいう。

(事務局長の専決事項)

第3条 事務局長の専決事項は、別に定める。

(代決)

第4条 代決は、次の各号の区分により行うものとする。

- (1) 管理者が不在のときは、副管理者が代決する。
- (2) 副管理者が不在のときは、事務局長が代決する。

2 代決した事項は、すみやかに後閲を受けるものとする。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

(専決及び代決の制限)

第5条 この規則の定める専決事項又は代決事項であっても、特に重要又は異例と認められるものについては、管理者の決裁を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年4月23日共立湊病院組合規則第2号)

この規則は、平成24年5月1日から施行する。